

洛北第三経 8 号線他雑木除去及び除草業務 仕様書

1 業務名

洛北第三経 8 号線他雑木除去及び除草業務

2 業務の目的

洛北第三経 8 号線他において樹木等が大きく茂り、道路を覆うように傾倒し、枝の落下等の危険性がある。道路の安全な通行を確保するため、危険な雑木等を除去する作業である。

3 履行期限

令和 7 年 9 月 3 0 日まで

4 履行場所（2 か所）

洛北第三経 8 号線他

京都市左京区岩倉幡枝町他 地内

5 業務範囲

別紙「箇所図」「写真」を参照

6 業務内容

1 か所目（洛北第三経 8 号線 京都市左京区岩倉幡枝町 地内）

石積み天端の側溝裏より道路側へのはみ出した除草及び雑木を除去すること。樹木等に絡まっているクズもすべて除去すること。

除去した枝葉幹等は適切に処分すること。

2 か所目（里道岩倉里 0348 号 京都市左京区岩倉花園町 地内）

ガードレールビームより道路側へはみ出した雑木を除去すること。

除去した枝葉幹等は適切に処分すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

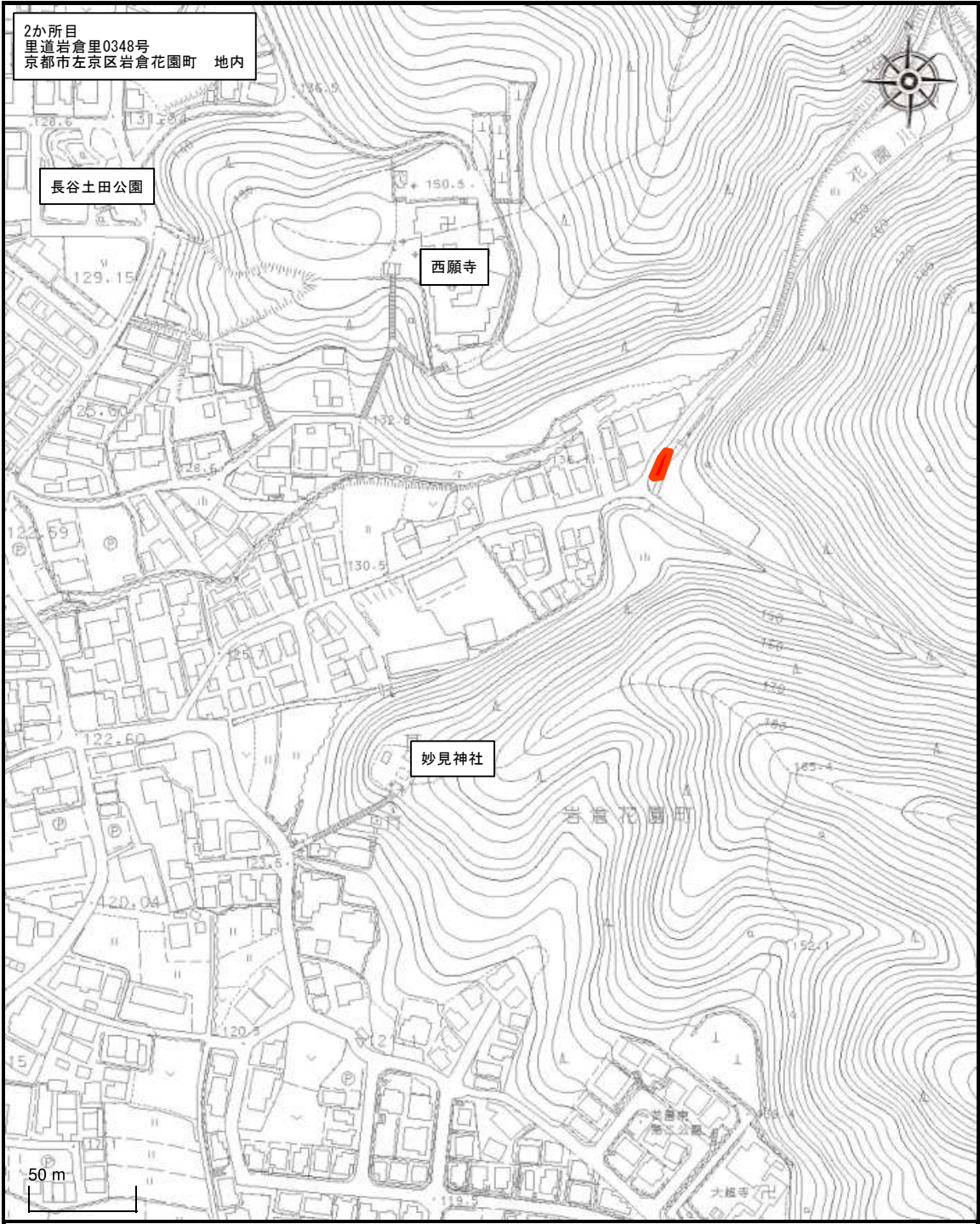
- 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。

- 作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- 近隣住民には、作業に関するビラ等で事前周知を行うこと。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

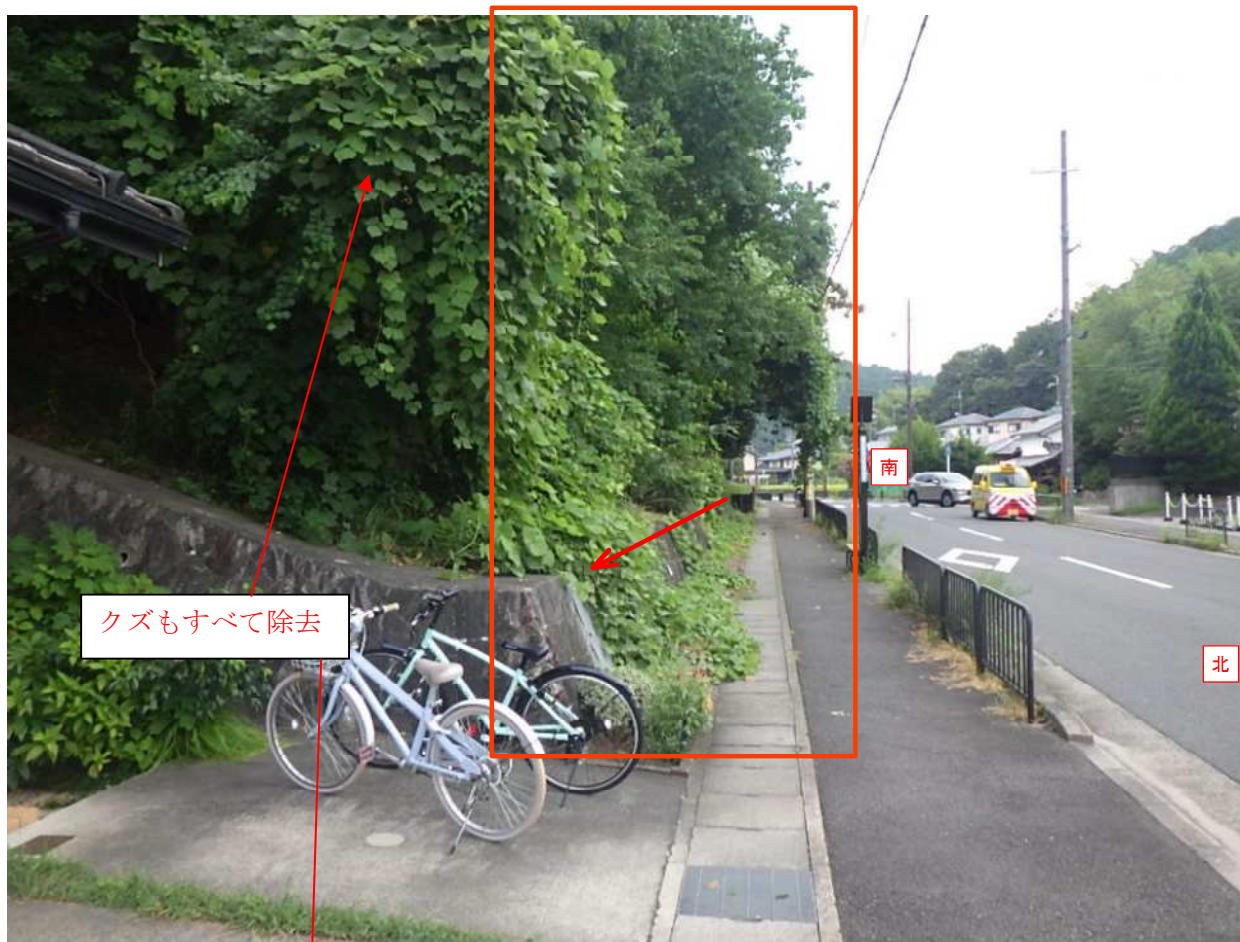
箇所図



箇所図



別紙写真
1 か所目



別紙写真
2 箇所目

